

令和2年4月21日

市内金融機関の長 様

三 原 市 長 天満 祥典

三原商工会議所会頭 森光 孝雅

三原臨空商工会会長 梅本 秀明

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 市内事業者への金融支援について（要望）

日頃より、市行政に多大なるご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響による感染の拡大を防止するため、市民の皆様には不要不急の外出を自粛し、人的な接触を低減する取り組みの実施等をお願いしているところです。

このような中、市内事業所においては、売り上げの減少による資金繰りの悪化等により、休業を余儀なくされている事業所や雇用維持が困難となっている事業所が表面化してきております。

三原市、三原商工会議所、三原臨空商工会等の相談窓口寄せられる事業者からの相談内容は、資金繰りに関する相談が多く、感染の拡大が懸念される中、今後ますます事業活動への影響を危惧しているところです。

資金繰り対策については、日本政策金融公庫において実質3年間の無利子・無担保融資が講じられているものの、相談や申し込みが集中していることから、事業者ニーズに応じた民間金融機関を通じた融資制度の実施が求められております。資金繰り対策による事業者への経営支援は、その従業員の雇用を守り、その家族の生活基盤を維持するうえでも早急に対応すべき事項であると考えております。

このため、現在の危機的な状況に鑑み、国等による支援が行き渡る前に、市内事業者の経営が行き詰ることのないよう、融資等による速やかな経営支援について、次のとおり格段の対応とご配慮をお願いいたします。

○市内事業者の資金繰りなどの経営状況に応じて、融資への対応や既存借入金の条件見直し等、金融支援を弾力的かつ速やかに行っていただくこと。

○融資に当たっては、県制度融資のセーフティネット4号、5号、危機関連保証適用の資金の利用促進に加え、今後国が予定している実質無利子融資への積極的な対応を行っていただくこと。